

積算データ作成用端末の賃貸借 に係る仕様書

奈良県県土マネジメント部技術管理課

1 調達目的

本調達は、「奈良県土木積算システム」（以下、「システム」という。）で使用する積算データの入力・作成を行うための積算データ作成用端末（以下、「端末」という。）のリース期間が満了することに伴い、令和元年9月1日以降において、新端末を調達するものである。

2 調達する機器等の仕様

1の目的のために調達する端末については、第10節の「端末詳細仕様」を完全に満たす端末であること。

なお、第10節に示す仕様は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項についても端末の利用に際し、当然備えるべき事項については完備しているものとする。

3 調達する端末の設置場所及び数量

資料1に示す「設置場所、設置台数一覧表」によるものとする。また、調達数量は以下の表によるものとする。

	名 称	数 量
機器類	ノートパソコン	11
	マウス・マウスパッド	11
	セキュリティワイヤー	11
	電源ケーブル(外れ防止装置付き延長コンセント)	必要数
ソフトウェア	ウィルスバスター(1年間分)	11
	Office Professional 2016	11
	Windows Server 2016CAL	11

4 賃貸借期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日までとする。

5 設置・調整完了期日

受注者は、発注者の指示に従い、すべての端末において、指定するソフトウェアのインストール、各種設定及び動作確認を完了させた上で、資料1に示す設置場所に設置し、引渡しを行わなければならない。

6 共通的必要事項

- ・ 端末は、第10節の「端末詳細仕様」に示す仕様を満たし、かつ高い安定性、信頼性及び可用性のある機種とし、入札説明書記載の適合規格承認のための競争入札資格確認申請書の提出時点で、その機器製造業者が出荷している最新機種（カタログやWEB等で公表されているもの）であること。
- ・ 納入する端末は、指定ソフトウェア等の機能が、制限なく十分に発揮できる機器環境であり、動作・機能に問題がないことの確認ができていないこと。
- ・ 納入する端末は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること（なお、内部メモリやHDD

- などの部品においても同様に同一型番であること)。
- ・納入する端末は、指定場所への設置、設定等を行った後、スムーズに動作するものであること。
 - ・納入する端末の全てについて、必然的に必要となる物品については、本仕様書記載の有無に関わらず、すべて納入すること。
 - ・納入に際し、奈良県技術管理課担当者（以下、「担当者」とする。）が不要と判断する梱包材、附属品等は受注者の責任において撤去すること。
 - ・契約期間中の保守を行うこと。修理等については原則として納入場所への訪問修理を行うこと。修理等が必要となった場合は、当初に指定された設定やソフトのインストール、動作確認等を実施した上で、元の設置場所に配置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
 - ・端末への積算システムのインストールは、別途、奈良県職員により実施する。なお、受注者は、その作業に必要な環境設定等に協力しなければならない。
 - ・本調達による端末は、賃貸借期間終了後すみやかに、受注者の責任により撤去するものとする。また、撤去・回収時にハードディスクのデータ内容を専用ソフト使用による方法などで完全消去しなければならない。受注者は、完全消去作業が完了後、すみやかにその旨の証明書を技術管理課へ提出するものとする。
撤去の時期・方法、データ完全消去の方法等については、技術管理課との協議により決定するものとする。
 - ・本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項、規定されていないが本調達に必要な事項については、担当者との協議を申し入れ、その指示又は承認を受けること。
 - ・納入物品の設置、納入、調整等については担当者の指示に従うこと。

7 端末の搬入・設置・調整について

- ・端末の設置作業について、事前に作業実施計画書を作成し、技術管理課に提出、承認を得るものとする。
- ・端末を設置するにあたり、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業、及びこれに必要な機器、資材等に要する費用についてはすべて当契約に含むものとする。
- ・システムが円滑に稼働できるよう、担当者の指示に従い、機器仕様で定めるハードウェア、ソフトウェアの設定を行い、現地にて正常動作を確認すること。
- ・担当者の別途指示する内容に従い、画面環境の設定を行うこと。
- ・初期値以外の設定項目については、担当者に資料を提出すること。
- ・受注者は、端末設置までに、担当者が指示する表記内容を記載したシール、所有者および賃貸借期間を示すシールを貼り付けること。
- ・盗難防止策として、セキュリティワイヤーにより固定すること。セキュリティワイヤーの構造は暗証ダイヤルキー+ワイヤー一体型とし、ワイヤー長 1.7m 以上、ワイヤー径 3.8mm 以上とする。
- ・Windows10 のアカウント設定を行うこと。管理者権限とユーザー権限の設定を行うこと。起動画面については担当者の指示に従うこと。
- ・端末はインターネット環境に接続できないため、アクティベーションを行った上で納品すること。

と。なお、毎年アクティベーションが必要なソフトについては、担当者と協議の上、作業を行うこと。

8 保守

- ・ 保守期間：令和元年9月1日から令和6年8月31日（5年間）
- ・ 端末の訪問保守（交換部品費用を含んだ端末障害時対応を含む。）に要する費用も含めること。
- ・ 保守対応時間は平日（月～金）の8：30～17：15とする。
- ・ 端末の訪問保守（機器等障害時対応を含む。）の連絡先（窓口）は、原則として1つとなるよう体制を整備すること。（端末のメーカーが複数となる場合でも連絡先（窓口）が複数としないようにすること。ただし、実際の保守作業等が別々のメーカー等によるものとなっても差し支えない。）
- ・ 端末障害時の初期対応として、午前中に連絡を受けた場合は当日中に、午後に連絡を受けた場合は、翌営業日の午前中までに現場で対応できる体制が整備されていること。また、原則として初期対応開始後24時間以内に障害を復旧できること。なお、端末の障害の程度が大きく、24時間以内に障害を復旧できない場合は、担当者と協議の上、同等性能を持つ代替機器等を当初納入時の状態（ソフトウェアのインストール等）で提供すること。
- ・ 保守体制は、奈良県内に体制を有することが望ましい。奈良県外に体制を確保する場合は、いかなる状況であっても迅速な対応を行うものとする。
- ・ 交換用の主要部品等については保守拠点に保有すること。
- ・ 端末に障害が発生した場合、技術管理課から要請があれば、現地に赴くものとする。
- ・ OS及び今回の調達にかかるソフトウェアの再セットアップ、再インストールが必要となった場合は、当保守業務に含むものとし、対応すること。
- ・ 端末障害に対して交換修理を行う場合は、当該端末を当初納入時の状態（ソフトウェアのインストール、各種設定・調整、動作確認等を含む）にして納入すること。また、システム再インストールへの調査協力を行うこと。

9 その他

- ・ 全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は兼任も可）を定め、作業時には名札または腕章等を着用すること。
- ・ 奈良県へ端末の引渡を完了するまでは、端末の輸送、搬入、保管に際し、生じた事故については、受注者がその責を全て負うものとする。
- ・ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は指定のものとし、指定のない場合は契約時点で最新のバージョンとし、契約中にサポートが継続して受けられるものであること。ただし、OSとの関係等により動作しない場合は、動作する同等以上ないし相当のものに変更できるが、担当者に報告し了承を得ること。
- ・ ソフトウェアのインストールメディアについては、1式（1セット）納品物に含めること。
- ・ 県職員が端末の基本的な運転、操作等に対応できるように、端末に精通した技術者によって説明を行うこと。また、これに要する費用も含むこと。
- ・ 機器類、ソフトウェア等のマニュアルについては、1式（1セットずつ）にまとめ、指定す

るセット数をファイリングにして、納品すること。全てのマニュアルは、日本語版であること。

- ・保守等で知り得た情報等はいかなる理由があろうとも持ち出してはならない。ただし、奈良県から承認を得た場合は除く。

10 端末詳細仕様

端末はノート型パソコンとし、下記の項目及び将来的なデータ量の増加、拡張性、保守の容易性、ハード・ソフトメーカーの動向に留意しつつ、最適な機器を選定するものとする。

1) ノートパソコン

グリーン購入法に適合しているものであり、下記の項目を満たすものとする。

(1) OS

Microsoft 社製 Windows10 Professional 64bit 版以上 日本語版

(2) 中央演算装置 (CPU) ・主記憶装置 (メインメモリ)

OSであるWindows 10 Professional 64bit 版以上 日本語版が作動するCPU (Celeron3865U 1.8Ghz 以上のもの。同等性能を証明できるものでも可とする。) メインメモリが4GB以上で、純正品等の機器メーカーのサポートを受けられる製品であるものが搭載されていること。

(3) 内蔵記憶装置等

DVD スーパーマルチドライブ機能を有すること。
内蔵ハードディスク容量は500GB以上とする。

(4) インターフェイス

USB2.0以上対応で3ポート以上とする。
ネットワークインターフェイスは100Base-TXまたは1000Base-Tとする。

(5) ディスプレイ装置

15.6インチ以上、解像度はWXGA表示以上、TFTカラー液晶とする。

(6) キーボード

日本語に対応していること。

(7) 無線通信

無線通信機能がないもの、もしくは、機能を無効化できるものとし、機能がある場合は、無効化して納品すること。

2) ソフトウェア等

納入時にWindows 10 Professional 64bit 版 日本語版で利用できるものを導入すること。なお、納入時点で提供されている、OS、インターネットエクスプローラの最新セキュリティ修正プログラムをすべて適用した状態で納入すること。

担当者の指示に従い、以下のソフトウェアのインストール、各種設定及び動作確認を完了させ、引渡しを行うこと。

- ウイルスバスターコーポレートエディションPlus (本調達では1年間分のみのライセンスが必要。奈良県が保有する「ウイルスバスターコーポレートエディション (Client Suite Server)」の追加ライセンスを利用すること。2年目以降は

奈良県が所有するライセンスを貸与する。)

- Office Professional 2016 (Microsoft 社製)
 - ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス (価格レベル A) 契約を使用すること。
 - ・インストールメディアを奈良県技術管理課に納入すること。
- WindowsServer2016CAL
- 奈良県所有ソフトウェアインストールのための環境設定作業等
 - ・担当者が指示する内容に従い、県の所有する「奈良県土木積算システム」が動作するための環境設定を行うこと。
- 不要ソフトウェアのアンインストール
 - ・担当者と協議のうえ、不要なソフトウェアが機器にあらかじめインストールされている場合は、アンインストールを行なうこと。

3) その他

- バッテリー
 - ・バッテリーパックを内蔵し、駆動時間は 1.5 時間以上とする。
- マウス
 - ・スクロール機能付き、光学式マウスであること。
 - ・インターフェイスは USB とし、ケーブル長は 80cm 以上とする。
- マウスパッド
 - ・光学式マウス対応で、ポインタの動きが非常にスムーズであること。
 - ・マウスパッドが動かないように裏面は粘着仕上げであること。
- 電源ケーブル (外れ防止装置付き延長コンセント)
 - ・機器等設置場所近辺の壁・床のコンセントが不足の場合は、スイッチ無し電源ケーブル (外れ防止装置付きとする) を必要な延長を用意し、設置すること。

資料 1

積算データ作成用端末機の設置場所、設置台数一覧表

事務所名	機器名	所在地	備考	配置台数
1	奈良土木事務所	奈良市南紀寺町 2-251		1
2	郡山土木事務所	大和郡山市満願寺町 60-1 (郡山総合庁舎内)		1
3	高田土木事務所	大和高田市東中 2-2-1		1
4	中和土木事務所	橿原市常磐町 605-5 (橿原総合庁舎内)		1
5	宇陀土木事務所	宇陀市大宇陀区迫間 90-1		1
6	吉野土木事務所	吉野郡吉野町上市 2150-1		1
7	吉野土木事務所 (工務第一課 天川方面係)	吉野郡天川村沢谷 58		1
8	吉野土木事務所 (工務第二課)	吉野郡上北山村河合 420-1		1
9	五條土木事務所	五條市今井 5-1-31		1
10	五條土木事務所 (工務第二課)	吉野郡十津川村上野地 221		1
11	流域下水道センター	大和郡山市額田部南町 160		1
合計				11

研修用端末の賃貸借 に係る仕様書

奈良県県土マネジメント部技術管理課

1 調達目的

本調達は、奈良県県土マネジメント部が実施する各種研修のために使用するパソコン端末（以下、「端末」という。）が、導入より相当の期間が経過していることに伴い、令和元年9月1日以降において、新端末を調達するものである。

2 調達する機器等の仕様

1の目的のために調達する端末については、第10節の「端末詳細仕様」を完全に満たす端末であること。

なお、第10節に示す仕様は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項についても端末の利用に際し、当然備えるべき事項については完備しているものとする。

3 調達する端末の設置場所及び数量

奈良県県土マネジメント部技術管理課に納入するものとする。また、調達数量は以下の表によるものとする。

名 称		数 量
機器類	ノートパソコン	5
	マウス・マウスパッド	5
ソフトウェア	ウィルスバスター(1年間分)	5
	Office Professional 2016	5
	Windows Server 2016CAL	5

4 賃貸借期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日までとする。

5 設置・調整完了期日

すべての端末の設置・調整は、令和元年8月31日までに完了すること。

完了期日までに、発注者の指示に従い、指定するソフトウェアのインストール、各種設定及び動作確認のすべてを完了させ、引渡しを行わなければならない。

6 共通的必要事項

- ・ 端末は、第10節の「端末詳細仕様」に示す仕様を満たし、かつ高い安定性、信頼性及び可用性のある機種とし、入札説明書記載の適合規格承認のための競争入札資格確認申請書の提出時点で、その機器製造業者が出荷している最新機種（カタログやWEB等で公表されているもの）であること。
- ・ 納入する端末は、指定ソフトウェア等の機能が、制限なく十分に発揮できる機器環境であり、動作・機能に問題がないことの確認ができていないこと。
- ・ 納入する端末は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること（なお、内部メモリやHDDなどの部品においても同様に同一型番であること）。
- ・ 納入する端末は、所定の設置設定を行った後、スムーズに動作するものであること。

- ・納入する端末の全てについて、必然的に必要となる物品については、本仕様書記載の有無に関わらず、すべて納入すること。
- ・納入に際し、奈良県技術管理課担当者（以下、「担当者」とする。）が不要と判断する梱包材、附属品等は受注者の責任において撤去すること。
- ・契約期間中の保守を行うこと。修理等については原則として納入場所への訪問修理を行うこと。
- ・本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項、規定されていないが本調達に必要な事項については、担当者との協議を申し入れ、その指示又は承認を受けること。
- ・端末の納入、調整等については担当者の指示に従うこと。
- ・本調達に含まれるソフトウェアは、賃貸借期間終了後も奈良県が無償で使用できるものとする。

7 端末の搬入・設置・調整について

- ・端末を納入するにあたり、搬入、調整及びこれに付随する作業、及びこれに必要な機器、資材等に要する費用についてはすべて当契約に含むものとする。
- ・担当者の別途指示する内容に従い、画面環境の設定を行うこと。
- ・初期値以外の設定項目については、担当者に資料を提出すること。
- ・受注者は、端末設置までに、担当者が指示する表記内容を記載したシール、所有者および賃貸借期間を示すシールを貼り付けること。
- ・Windows10 のアカウント設定を行うこと。管理者権限とユーザー権限の設定を行うこと。起動画面については担当者の指示に従うこと。
- ・端末はインターネット環境に接続できないため、アクティベーションを行った上で納品すること。なお、毎年アクティベーションが必要なソフトについては、担当者と協議の上、作業を行うこと。

8 保守

- ・保守期間：令和元年9月1日から令和6年8月31日（5年間）
- ・端末の訪問保守（交換部品費用を含んだ端末障害時対応を含む。）に要する費用も含めること。
- ・保守対応時間は平日（月～金）の8：30～17：15とする。
- ・端末の訪問保守（機器等障害時対応を含む。）の連絡先（窓口）は、原則として1つとなるよう体制を整備すること。（端末のメーカーが複数となる場合でも連絡先（窓口）が複数としないようにすること。ただし、実際の保守作業等が別々のメーカー等によるものとなっても差し支えない。）
- ・端末障害時の初期対応として、午前中に連絡を受けた場合は当日中に、午後に連絡を受けた場合は、翌営業日の午前中までに現場で対応できる体制が整備されていること。また、原則として初期対応開始後24時間以内に障害を復旧できること。なお、端末の障害の程度が大きく、24時間以内に障害を復旧できない場合は、担当者と協議の上、同等性能を持つ代替機器等を当初納入時の状態（ソフトウェアのインストール等）で提供すること。
- ・保守体制は、奈良県内に体制を有することが望ましい。奈良県外に体制を確保する場合は、

いかなる状況であっても迅速な対応を行うものとする。

- ・ 交換用の主要部品等については保守拠点に保有すること。
- ・ OS及び今回の調達にかかるソフトウェアの再セットアップ、再インストールが必要となった場合は、当保守業務に含むものとし、対応すること。
- ・ 端末障害に対して交換修理を行う場合は、当該端末を当初納入時の状態（ソフトウェアのインストール、各種設定・調整、動作確認等を含む）にして納入すること。

9 その他

- ・ 全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は兼任も可）を定め、作業時には名札または腕章等を着用すること。
- ・ 奈良県へ端末の引渡を完了するまでは、端末の輸送、搬入、保管に際し、生じた事故については、受注者がその責を全て負うものとする。
- ・ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は指定のものとし、指定のない場合は契約時点で最新のバージョンとし、契約中にサポートが継続して受けられるものであること。ただし、OSとの関係等により動作しない場合は、動作する同等以上ないし相当のものに変更できるが、担当者に報告し了承を得ること。
- ・ ソフトウェアのインストールメディアについては、1式（1セット）納品物に含めること。
- ・ 県職員が端末の基本的な運転、操作等に対応できるように、端末に精通した技術者によって説明を行うこと。また、これに要する費用も含むこと。
- ・ 機器類、ソフトウェア等のマニュアルについては、1式（1セットずつ）にまとめ、指定するセット数をファイリングにして、納品すること。全てのマニュアルは、日本語版であること。
- ・ 保守等で知り得た情報等はいかなる理由があろうとも持ち出してはならない。ただし、奈良県から承認を得た場合は除く。

10 端末詳細仕様

端末はノート型パソコンとし、下記の項目及び将来的なデータ量の増加、拡張性、保守の容易性、ハード・ソフトメーカーの動向に留意しつつ、最適な機器を選定するものとする。

1) ノートパソコン

グリーン購入法に適合しているものであり、下記の項目を満たすものとする。

(1) OS

Microsoft 社製 Windows10 Professional 64bit 版以上 日本語版

(2) 中央演算装置（CPU）・主記憶装置（メインメモリ）

OSであるWindows 10 Professional 64bit 版以上 日本語版が作動するCPU（Celeron3865U 1.8Ghz 以上のもの。同等性能を証明できるものでも可とする。）メインメモリが4GB以上で、純正品等の機器メーカーのサポートを受けられる製品であるものが搭載されていること。

(3) 内蔵記憶装置等

DVD スーパーマルチドライブ機能を有すること。

内蔵ハードディスク容量は500GB以上とする。

(4) インターフェイス

USB2.0 以上対応で 3 ポート以上とする。

ネットワークインターフェイスは 100Base-TX または 1000Base-T とする。

プロジェクタに接続するための VGA 端子を有すること。

(5) ディスプレイ装置

15.6 インチ以上、解像度は WXGA 表示以上、TFT カラー液晶とする。

(6) キーボード

日本語に対応していること。

(7) 無線通信

無線通信機能がないもの、もしくは、機能を無効化できるものとし、機能がある場合は、無効化して納品すること。

2) ソフトウェア等

納入時に Windows 10 Professional 64bit 版 日本語版で利用できるものを導入すること。なお、納入時点で提供されている、OS、インターネットエクスプローラの最新セキュリティ修正プログラムをすべて適用した状態で納入すること。

担当者の指示に従い、以下のソフトウェアのインストール、各種設定及び動作確認を完了させ、引渡しを行うこと。

●ウイルスバスターコーポレートエディション Plus (本調達では 1 年間分のみ)
ライセンスが必要。奈良県が保有する「ウイルスバスターコーポレートエディション (Client Suite Server)」の追加ライセンスを利用すること。2 年目以降は奈良県が所有するライセンスを貸与する。)

●Office Professional 2016 (Microsoft 社製)

・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス (価格レベル A) 契約を使用すること。

・インストールメディアを奈良県技術管理課に納入すること。

●WindowsServer2016CAL

●不要ソフトウェアのアンインストール

担当者との協議のうえ、不要なソフトウェアが機器にあらかじめインストールされている場合は、アンインストールを行なうこと。

3) その他

●バッテリー

バッテリーパックを内蔵し、駆動時間は 2 時間以上とする。

●マウス

・スクロール機能付き、光学式マウスであること。

・インターフェイスは USB とし、ケーブル長は 80cm 以上とする。

●マウスパッド

・光学式マウス対応で、ポインタの動きが非常にスムーズであること。